実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日		
宇佐市	上高·下高地区 (東高村、西高村、森、布津原、 下山、糸口山)	令和2年12月21日	令和 年	月日	

1 対象地区の現状

1):	198.8ha				
2	143.3ha				
3:	③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計				
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.6ha			
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha			
4):	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 13.7ha				
(備	考)	_			

2 対象地区の課題

上高・下高地区の中心経営体は、個人経営が主となっており、5年間は担い手も十分いて大きな問題は生じないと考えられる。しかし、10年後を考えると後継者のいない農業者が多いので、後継者確保に向けての取組を検討する必要がある。また、規模拡大の意向がある中心経営体が少ないので、小規模の農家が農業を辞める際の受け手(新規就農者等)確保の取組を行う。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

布津原以外の集落の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の個人に集約化していく。今後も、上高・下高地区の農地は人・農地プランに記載されている中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら 集約していく。

布津原集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体に集約化していく。畑作利用は、中心経営体である法人の認定農業者1経営体が担っていく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	米·麦·大豆	28.0 ha	米·麦·大豆	28.0 ha	布津原
認農法	В	有機野菜	4.0 ha	有機野菜	4.0 ha	布津原
認農	С	米·麦·大豆	2.0 ha	米·麦·大豆	2.0 ha	
認農	D	米·麦·大豆	10.0 ha	米·麦·大豆	10.0 ha	
認農	E	米·麦·大豆	4.2 ha	米·麦·大豆	4.2 ha	
認農	F	米·麦·大豆	6.7 ha	米·麦·大豆	8.7 ha	
	G	米·麦·大豆	6.0 ha	米·麦·大豆	6.0 ha	
認農	Н	米·麦·大豆	2.0 ha	米·麦·大豆	2.0 ha	
認農	I	米·麦·大豆	3.0 ha	米·麦·大豆	3.0 ha	
認農	J	米・小ねぎ	4.5 ha	米・小ねぎ	2.0 ha	
認農	K	米·麦·大豆	1.2 ha	米·麦·大豆	2.0 ha	
認農	L	米·麦·大豆	3.5 ha	米·麦·大豆	5.0 ha	
認農	М	米·麦·大豆	1.6 ha	米·麦·大豆	1.6 ha	
認農	N	米·麦·大豆	0.7 ha	米·麦·大豆	1.0 ha	
認農	0	米·麦·大豆	1.5 ha	米·麦·大豆	1.5 ha	
認農	Р	米·麦·大豆	7.5 ha	米·麦·大豆	7.5 ha	
認農	Q	米·麦·大豆	11.6 ha	米·麦·大豆	15.0 ha	
認農	R	米·麦·大豆	6.5 ha	米·麦·大豆	15.0 ha	
計	18人		104.5 ha		118.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果では、農地の貸付意向の土地はないとのこと。今後については、地区の集まり等の機会に行政区ごとに、地区の方に農地の貸付意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

上高・下高地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

布津原集落については、農業競争力強化基盤整備事業にて農地の大区画化、水路改修、農道の拡幅の事業を行っており、令和4年度完了予定である。他の集落については、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、状況に応じて、基盤整備事業の実施を検討する。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稲の価格が低下することが予想されるので、収益性 の高い園芸作目の導入も地区として考えていく必要がある。

鳥獣被害防止対策の取組方針

糸口山付近の一部地域でイノシシによる鳥獣被害があるので、ドローンを活用した防止対策を検討する。